

平成19年4月1日から

～ みんなでリサイクル、「環境にやさしい町」へ～

プラスチック類の分別区分が一部変更になります。

これまでプラスチック類は、素材別に分別をお願いしてきましたが、現行の分別区分に曖昧な点や容器包装リサイクル法の分別基準に適合していない部分があるため、リサイクル施設への受入基準を満たすことが出来ず、指定法人から品質改善の指導を受けております。このようなことから分別区分の一部を変更することと致しました。町民の皆様には、ご迷惑をおかけしますが分別のご協力お願い申し上げます。

平成19年4月1日から分別区分は、次のように変更となります。

分別のポイント

商品の容器包装(商品を包んでいる容器や包装)で  マークが付いているものがプラスチック類の対象となります。

一部リサイクルマークの記載されていない物もあります。(みかん・玉ねぎのネット等)

汚れの付いている物は、必ずきれいにすすいで排出して下さい。

容器包装材でない日常生活用品は、それぞれの収集区分の排出となります。

プラスチック類は、中身が確認出来るよう二重袋にせずバラバラにして専用袋に入れてください。

使捨てライターは、プラスチック類に絶対入れないでください。



プラスチックで収集できるもの		プラスチックで収集出来ないもの		収集区分
 の目印が付いている物が対象です				
ポリ袋	食品用 野菜・そば・菓子・パン・インスタント食品・冷凍食品などの袋 あめ・菓子などの包み 菓子箱・カップめん 薄い包み	ペットボトル	酒・飲料・しょうゆ・本みりんのボトル ( のマークの付いたもの)	ペット
	非食品用 レジ袋など 衣料品・トイレトペーパー・薬品・化粧品などの袋	粗大ごみ	いす カラーボックス 衣装箱 コンポスト容器 樽 花ごさ ベビーバス 浴槽など スキー ゴルフバック 電動式おもちゃ ドライヤー 電話器 電気配線 時計 電気ポット 電卓 アンブ	粗大ごみ
トレイ類	食品用 生鮮食品・珍味・菓子などのトレイ (白色トレイは、スーパー等の店頭回収に協力しましょう。)	容器包装材でないもの	プラモデル アクリル板 エアーポンプ 柄つきたわし スポンジ カーラー かみそり クリアファイル ゴーグル コード ピアニカ シャープペン プラスチック製スリッパ プランター デスクマット ピンポン球 布団たたき ストロー ビデオテープ類 ビニールひも バケツ ちりとり じょうろ 洗面器 結束バンド バラン(弁当の緑の飾り) ボールペン サインペン・蛍光ペン フロッピーディスク(CD・DVD・MD・MO)とケース コップ 窓付き封筒 ブラシ くし へら 歯ブラシ ハンガー 定規 下敷 食器 ざる スプーン ホッチキス ビニール手袋 冷凍保存パック ヘルメット サラダボール 哺乳瓶 ホース 浮輪 おけ 脱衣かご 風呂用いす マット ポリタンク 植木鉢 レジャーシート ミニスキー おもちゃ カード類	
パック・カップ類	食品用 豆腐・固形カレー・海苔・菓子・ハンバーガーなどのパック 卵パック 一口ゼリーなどのパック カップめん・プリン・ヨーグルト・アイスクリーム・インスタント食品・コンビニ弁当などの容器		埋立ごみ	
プラスチック製ボトル類	食品用 たれ・つゆ・ドレッシング・みりん・料理酒・乳酸飲料などのプラスチック製ボトル ペットボトル( マークの付いたものは、ペットボトル類へ)			
	品非食 洗剤・漂白剤・ウォッシュャー液・乳液・シャンプー・リンス・化粧水・クリームなどのプラスチック製ボトル			
	品医薬 うがい薬・目薬・飲み薬などのプラスチック製ボトル			
ネット類	食品用 みかん・タマネギなどのネット			
緩衝材(かんしょうざい)	食品用 メロン・桃などを包んだ発泡スチロール 家電製品などを保護した発泡スチロール			
その他	びん・ペットボトル・その他のボトル容器・チューブなどのプラスチック製ふた マヨネーズ・ケチャップ等は、必ず容器を切って汚れを落としてから排出して下さい。			

お問合せ先 町民課生活環境係 (44 - 2126)